

令和4年10月20日
生活安全課
担当：河光（かわみつ）
内線 3882
TEL (076) 225-1387

「歩行者事故防止運動」街頭キャンペーンの実施について

1 実施目的

秋口からの日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れや夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故や、歩行者が巻き込まれる交通事故の増加が懸念されることから、10月21日（金）から10月30日（日）までの10日間を歩行者事故防止運動期間と定め、歩行者の交通事故防止を図る。

2 主 催

石川県、石川県交通安全推進協議会

3 実施日時

令和4年10月21日（金）午前11時00分から午前11時30分頃まで

4 実施場所

金沢市香林坊1丁目1番1号 香林坊アトリオ国道側歩道

5 参加団体

石川県、石川県警察本部、金沢市、金沢中警察署
（一財）石川県交通安全協会、石川県交通安全母の会
（一社）石川県トラック協会、（一社）日本損害保険協会北陸支部

6 実施内容

参加団体が通行人や買い物客等に対し、交通安全啓発チラシ、ポケットティッシュ（反射材入り）を配布し、歩行中の交通事故防止を呼び掛ける。

※ 新型コロナウイルス感染防止対策をとりながらの実施となります。

- ・ マスク着用、手指の消毒
- ・ 実施場所でのソーシャルディスタンスの確保にご協力ください。